

議 事 録

会議の名称	令和2年度第1回国民健康保険運営協議会	
開催日時	令和2年7月7日(火) 午後2時00分 開会 ・ 午後3時30分 閉会	
開催場所	環境プラザ 3階 研修室	
議長(委員長・会長)氏名	会 長 高橋 剛	
出席者(委員)氏名 (人数)	副会長 市村 博子 委 員 宮岡 寛 委 員 島崎 賢一 委 員 田中 國廣 委 員 増田 俊和 委 員 小川 俊夫 委 員 海沼 秀幸 委 員 田畑 たき子 委 員 柴田 潤一郎 委 員 井上 昭夫	委 員 新井 正司 委 員 宇津木 二郎 委 員 笛木 栄 委 員 藤田 龍一 委 員 小室 万里 委 員 天野 勉 委 員 川口 知子 委 員 樋口 直喜 委 員 宮本 将彦
		19人
欠席者(委員)氏名 (人数)	委 員 得丸 幸夫	1人
議事録署名人	委 員 島崎 賢一	委 員 樋口 直喜
事務局職員職氏名	保健医療部部長 財政部参事兼収税課長 収税課副課長 保健医療部副部長兼国民健康保険課長 国民健康保険課副課長 国民健康保険課主幹 国民健康保険課副主幹 国民健康保険課副主幹 国民健康保険課主事	神田 宏次 野村 哲 伊藤 淳子 松本 清一 米山 隆 勝村 則子 大津 靖久 利根川 晃 須ヶ間 紘人
会議次第	1 開 会 2 挨 拶 3 報 告 (1) 傷病手当金について (2) 国民健康保険税の減免について 4 議 題 (1) 国民健康保険税改定に係る基本的な考え方について (2) 今年度の予定について (3) その他 5 閉 会	

配布資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度第1回国民健康保険運営協議会次第 2 資料1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として実施する傷病手当金の概要について 3 資料2 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の概要について（報告） 4 資料3 国民健康保険税改定に係る基本的な考え方について 5 資料編 6 令和2年度川越市国民健康保険運営協議会スケジュール 5 川越市国民健康保険運営協議会委員名簿
------	---

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
事務局	1 開 会 ○会議資料の確認 ○新委員の紹介 ○新委員自己紹介
会長	2 挨拶 ○保健医療部長から挨拶 ○担当職員紹介 ○高橋会長から挨拶 ○傍聴希望者の確認（なし） ○欠席委員報告 ○議事録署名委員指名（島崎委員、樋口委員）
事務局	3 報 告 (1) 傷病手当金について 報告前に一言お詫びを申し上げます。傷病手当金につきましては、令和2年第4回定例会に議案を上程し、ご議決をいただきました。 本来なら議会上程前に国民健康保険運営協議会に諮りご審議いただくべきところ、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け緊急的・特例的に対応したもので、事後報告となりましたことについてご理解を賜りますようお願い申し上げます。
事務局	○事務局から資料に基づき説明 ○質疑（なし） (2) 国民健康保険税の減免について ○事務局から資料に基づき説明 ○質疑（なし）
事務局	4 議 題 (1) 国民健康保険税改定に係る基本的な考え方について ○事務局から資料に基づき説明 ○補足説明 本協議会で策定しました「川越市赤字解消・削減計画」に基づく国民健康保険税率の第2回目の改訂について説明をさせていただきました。予定では、5月中旬の第1回目の協議会で説明させていただき、引き続き5月下旬、7月上旬にご審議いただく予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により開催することができませんでしたので、本日、説明をさせていただきました。事務局としましては、ご審議いただくことも重要でございますし、計画どおり改訂をとる思いもございしますが、新型コロナウイルス感染症の状況等もございしますので、まずは、委員の皆様のお考えをお聞かせいただければありがたいと存じます。
委員	○質疑 5月の協議会で本来提案すべき中身であったと伺ったが、まずはスケジュールをどのように考えているのか伺いたい。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>お答えさせていただきます。</p> <p>資料にスケジュールはつけさせていただいておりますが、このような状況もございますので、事務局としましては、まずは、委員の皆様のご意見を伺い、協議会の会長、市長とも話をさせていただくのが相当と存じます。この先の審議を進めていくスケジュールにつきましては、本日、委員の皆様から様々なご意見をいただき、改めまして考えていきたいと思っております。</p>
委員	<p>スケジュールについての市としての考え方は理解しました。現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により、仕事を奪われた方、あるいは様々なリモートワーク、タクシーにお勤めの方といった自分自身で稼がなければ収入がない方についても大変な状況であります。また、第3次産業がかなり頑張っていたこの川越市においても、個人事業主の方、観光業、飲食店の方々が大変大きな影響を受けているということであろうと、わたくし自身、商店街などの皆さんとお話しさせていただいたところ、かなりの影響を受けている状況が分かりました。そういう中であって、計画により、均等割りを引き上げていく内容、あるいは限度額についても3年度4月1日から引き上げたいという内容でした。他市の状況がどのようになっているのか気になるところであります。わかる範囲で状況をお聞かせいただきたい。赤字・解消計画について、コロナの影響があってもやっていくというところと、ちょっと二の足、検討いうところと二手に分かれるのではと思われまます。決定ではなくても現段階の他市の状況を伺いたい。</p>
事務局	<p>お答えさせていただきます。</p> <p>資料の6頁に県内市、8頁に関東の中核市の状況が掲載してございます。令和3年度に改定を予定していますのは、川越市、秩父市、所沢市、羽生市、鴻巣市、和光市、日高市、吉川市、熊谷市、さいたま市、新座市、三郷市でございます。三郷市につきましては限度額だけということでございますので、少し状況が異なります。こちらの内容につきましては、令和2年度の5月と、直近の7月6日に確認させていただいたところでございます。</p> <p>熊谷市につきましては、令和2年度の4月の運営協議会に提案をし、改訂する場合は12月の議会ということでございます。秩父市につきましては、状況をまだ見定めていない、改訂する場合は12月議会。所沢市については予定がきまっていない。羽生市につきましては、2方式にするのが先とのことで、3月議会に上程を考えている。鴻巣市につきましては、難しいというような状況で伺っております。和光市につきましては、基金の方が積みあがっているということで、7月開催の協議会に諮って、12月議会の上程を図りたいというような状況でございます。新座市につきましては、年末に令和3年度の納付金の状況が判明した段階で考えるということで、3月議会に上程と伺っております。三郷市につきましては限度額だけですけれども12月議会に上程を考えているということでございます。日高市につきましては、これから協議会に諮って決定する、3月議会というところと伺っております。吉川市につきましては、限度額のみということでございますが、3月議会ということでございます。さいたま市につきましては、2月議会で限度額と若干の引き上げをさせていただくことを検討しているということでございます。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
	<p>関東中核市の状況でございますが、宇都宮市は担当レベルでは厳しいのではないかとということでございました。横須賀市では条例ではなく告示で改定しているということで、毎年度改定をしているということで、行うということでございます。</p> <p>社会保障の財政制度等の審議会で行われていることを承知しておりまして、社会保障に関しましては、感染の拡大を踏まえても、少子高齢化と現役世代の減少という変わらない問題も当然あるということで、社会保障の改革を減退させることなく着実に進めていく必要もあるということもおっしゃっておりまして、財政規律のゆるみに警鐘を鳴らしつつも社会保障制度の改革などを通じた財政健全化の質を背負うことに耐えていくことも当然でございます。</p> <p>一方で、今、委員さんにおっしゃっていただきましたように、3万人超という方が解雇されているということも承知しております。失業予備軍の方もたくさんいらっしゃるという状況もでございます。この日本経済につきましては長期的に停滞するという懸念も出てきており、勤務先から解雇されて失業に転じる恐れもあるという両方を、事務局としては十分に承知しております。そのために、こういった他市の状況もうかがっておりますけれども、まずは、皆様のご意見をと思いました。</p> <p>事務局としましては、計画を作ったということもございまして、社会保障の今回の計画に関しましては、3回計画で一定程度の赤字が解消されるということでございますので、一生懸命、赤字の解消に努めていかなければいけないというところも感じているところでございます。答えになっていませんけれども、他市の状況等について以上でございます。</p>
委員	<p>ご説明ありがとうございます。</p> <p>他市の状況よくわかりました。厳しいというところ、あるいは計画どおりやっていくというところ、いろいろあったかと思えます。川越市内の国保世帯の状況を、まずは実態をつかむというべきだと思います。国保世帯の収入状況がどうなっているのか、あるいは働いていた方がコロナによってどのくらいの減収があるのか、今日ご説明いただいた収入減少でございますが、3割減少の方の減免が7月10日以降始まるという説明がございましたので、コロナあるいはそれを疑われる状況で4日以上のお休みをとってこの傷病手当を利用される方がいらっしゃるのかどうかの状況も含めて、今後の判断が必要であると考えました。根底には、赤字解消計画についてはそもそもの制度改正についての問題があると考えておりますので、今のご説明に対する意見として添えさせていただきたいと思えます。以上です。</p>
委員	<p>聞き洩らしたところであるかもしれませんが、令和2年度所得割の税率が影響する被保険者の所得の問題ですが、ベースとなる数字の所得が減収する分について、税収の令和3年度の試算についてはどのように考えられているのか、留意するのかを伺いたい。</p>
事務局	<p>今のご質問に関しましては、令和2年度中に所得の減収があると来年の国保税も下がってしまうということでよろしいのでしょうか。</p>
委員	<p>そうです。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>一般的には同じ収入であれば税率が上がっている分税額は上がってきます。</p> <p>ただ今、委員さんからお話がありましたように、今年、コロナ減免で10分の3以上減った方がたくさんいらして、今年の減免については国保税が国から来ますから良いのですが、今年の収入が10分の3減ったということは7割の国保税の調定しか得られないということなので、所得割の分が減ります。均等割は減りませんが、今まで所得割で取れていた分が、例えば、全員が7割とすれば、3割分減るということになります。すると、国保税は、県に事業納付金を納めるために税で賄えなくなりますから、結果として、その他の繰り入れが増えてしまうのではないかと、今回の件で赤字の解消を埋めようとしてもなかなか埋まらない形に来年度はなるのではないかと推測しているところでございます。以上でございます。</p>
委員	<p>当然、被保険者の所得が下がれば、それ以上に税率を上げていかないと税収そのものが上がらないわけですから、その減収は、今年度末にならないと結果的にわかりませんが、所得の減収分についてはどのように考えられているのかということ伺いました。非常に難しい全国的な問題でありますし、川越市だけがどうということではないと思います。</p>
事務局	<p>今のことに関連しますので、もう一つだけ、ご説明させていただきたい点がございます。</p> <p>資料の20頁でございます。現行の保険税率が、所得割が11.75%、均等割が40,800円でございます。今回、皆様の方に、2回目ということでご提案させていただいておりますのが、均等割が44,400円となります。その上を見ていただきますと、支援金だけが0.2%上げさせていただきましますので、所得割は11.755%になるというのが今回の案ということになります。</p> <p>その右側を見ていただきたいのですが、参考と書いてございます。これが、市町村が県に事業納付金を納めるわけでございますけれども、納めるためにはどのくらいの税率であれば税金だけで賄えるのかというのが市町村標準税率でございます。その下に書いてございますのが、埼玉県内一つにしてしまうとしたらどうなるかということを示したものでございます。</p> <p>まずは目指すのが市町村標準税率でございますので、現行と比べますと均等割で2万3千円足りないということ、改訂してもまだ2万円足りないということです。上の方に関しましては、皆さんとともに1回目の改訂をさせていただきましたので、現行と比べますと1%オーバーしているということで、所得割に関してはいいところに行っているということになります。均等割が現行と比べると2万3千円まだ足りていない。今回2回目の改訂をしてもまだ2万円足りないということでございます。ですので、さきほど申し上げましたように、コロナのことがございますけれども、今回の計画は3回計画で30年度からずっと計画してきまして、令和5年までの計画でその2回目ということでございます。状況は過渡期にあるということで、これを改定していかないと、これだけの乖離を将来埋めていかなければならないということでございますので、手を止めている状況ではないと事務局としては考えているところでございます。</p> <p>先ほど、県の運営方針の話が出てきましたけれども、県の運営方</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
委員	<p>針は、3年ごとに書き換えがございまして、来年には新しい2期の計画が始まるところでございます。8月4日の協議会で報告させていただこうと思ったのですけれども、まだ公開されておりませんので具体的には申し上げられないのですけれども、こちらの計画の中には、ロードマップとしてはいつ頃保険税を統一していくのか、先ほどの限度額につきましてはもう議論しないで、政令で決まっているのだから政令どおりにしようと、そういうこともしていかないといけないと、新しい運営方針に書かれるということでございます。これは、市町村議会を軽視しているわけではございませんで、皆様が国民健康保険を将来にわたって堅持していくためにはそういう方向で議論していこうということでございます。こういうことでございますので、今申し上げた20頁のところを見ますと、改定案ですらまだ2万円足りないということでございますので、状況的には大変厳しいということでございますけれども、これを一気に解消する方が問題があるというふうに考え、3回にわたってまずは一定程度の赤字を解消していきましょと計画を立てたということで考えております。長くなりましたが、以上でございます。</p> <p>ご説明ありがとうございます。</p> <p>意見を述べさせていただきます。結論から申し上げますと、方針どおり、引き上げの改訂をしていくべきであるというところです。</p> <p>その背景は、まず、コロナの影響ですけれども、これは全国的な問題でございまして、最初ご説明もいただいたとおりコロナの影響で減収となった世帯は、国保に限らず、国の方から手当てをしていくということでありまして、国保の場合は保険料収入が足りない場合は一般会計から持ってくるのができますが、被用者保険は持ってくるのができないので、何があろうと払わざるを得ない。給料がなくても、保険料率は変わりますけれども、有無を言わず払うこととなります。したがって、国保に限らず被用者保険の方もコロナの影響が大きくなっているところでございますけれども、手当ということが別途されるということを考え併せますと、国保の財政は先ほど説明がありましたように後退させないということであれば財政健全化をしっかりと進めるべき、計画どおりやっていかないといけないというふうに考えております。特に、埼玉県内だけの議論をしていると横並びで良いようになってしまうのですが、まず、国としては、先ほど言ったように国保の運営方針をここで書き換える中では保険料水準をしっかりと明記してくださいということでありまして、これは明記されていくようになります。したがって、横並びで良いとしているうちにある時急につけがまわってくるということでありまして、ここは計画的にやるべきと思っております。そして、参考までに、埼玉県全体の状況をお話ししますと、この一般会計からの繰り入れが毎年毎年全国では減ってきております。ちなみに平成26年度には全国で1,112市町村でしたが、これが30年度には354まで減っています。一方で、埼玉県ではほとんど減っていないということでありまして、全国的にみると引っ張られてどこかでドンといかざるを得ないということが状況だけ考えるとあります。ここは、川越市は立派な赤字解消・削減計画がありますので、保険料だけに頼らず、健康経営をやって、医療費適正化をやって財政健全化をしようという埼玉県内でも特にしっかりと赤字解消・削減計画を立てられておりますので、ぜひ、これはこれとしてやっていって、コロナで減収世帯というのはさきほどの国の手当てが国</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>保に限らずされてきますので、社会保障が減退されないようにここはやるべきと考えております。</p> <p>それから、法定限度額の上限の話ですけれども、政令どおりやったとしても一年遅れです。埼玉県でも4市は一年遅れでなくやっています。これは専決を使ってやっているところでありまして、埼玉県の全部が保険税を議会を通じて行っていくために一年遅れにならざるを得ないところなのかと考えておりますが、将来的には国の方向に合わせていく必要があるのかなというふうに思っております。</p> <p>もう一度、お話ししますが、意見としては予定どおり進めていくべきと考えております。以上です。</p> <p>おっしゃっていただいたとおりに事務局としても考えております。事務局といたしましては、県の動きを次回の運営協議会で皆様にお伝え申し上げて、県の動き、この県という場合は埼玉県の市町村全体で作っているもので私もメンバーに入っておりますが、この動きがどういう動きなのかということはしっかりきちんとお知らせしなければいけないというふうに考えております。決して、事務局がやりたいといっているわけではございませんで、運営協議会の皆様のご意見に従って協議を進めていくべきと私も肝に銘じているところでございますので、皆様のご意見を今回非常にお伺いしたく、方向性が定まっておりますで大変申し訳ないのですが、皆様のご意見をまずお伺いするべきと考えたところでございます。貴重なご意見ありがとうございます。</p>
委員	<p>ご説明ありがとうございます。</p> <p>ただ今、予定どおりに進めるべきだとお話をいただいて、そのとおりだなと思っておりますけれども、今回、コロナ禍の影響によって、いままで社会保険に加入されていた方が国保の方へ移動される方たちというのも相当数いらっしゃるのかどうかというところをお聞きしたいと思います。</p>
事務局	<p>お答えさせていただきます。</p> <p>国民健康保険に関しましては、調べましたところ、被用者拡大の影響、具体的には平成28年10月に社会保険加入の適用拡大がございまして、その時には国保をやめて社会保険に行く方が多かった、それがもう終わりました、今の動きですと社会保険から国保に戻ってくる方と社会保険に行く方はほぼ同数くらいでございまして、高齢化が著しいですから、後期高齢者に行く方が多いという状況でございます。毎年、4,000人くらいは後期高齢者に移動しております。この状況が先ほどの資料の中でも読み取れます。</p> <p>今、ご質問がありましたが、厚生労働省が7月2日に、コロナの関係で解雇や雇い止めが見込みを含めて7月1日現在で31,710人になったと明らかにしております。6月4日に2万人を超えたところですので、1か月もしないうちに1万人増えたということでございます。総務省が公表した5月の労働白書によりますと、失業予備軍もたくさんおりまして、休業者が423万人にのぼるのではないかと、高止まっているということも言われておりますので、ご質問いただきましたとおりに、社保を離脱して国民健康保険に入っている方たちはかなりの数がいらっしゃるのではないかとということでございますが、現在のところは、そこまで状況は把握できておりませんで、どのくらいの方が社会保険から国民健康保険に移行されて</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
委員	<p>いるか統計がとれていない状況でございます。</p> <p>減免の方はかなりの数お問い合わせがありますので、収入減少になって、この先、再度緊急事態宣言等になりますと、かなりの状況になると推測しているところでございます。以上でございます。</p> <p>今のご質問の中でのご回答の中で、ひとつ欠落しているところがございます。被用者保険の中では失業していても、即国保に行くとは限らない。2年間の任意継続という措置がありまして、それを利用される方が非常に多くて、また働こうと思っている人たちはそのまま国保にはいるわけではない。今後、働かないとしても、国保の税率が前年所得によるので、所得がないにもかかわらず国保の税率を払わなければならないようになりますので、最初は任意継続をしているというケースも多いので、今、委員が言われたとおり、解雇になったからといって必ずしも全員国保になるわけではありません。すぐに国保の方に流れるかどうかということは現段階では分からないのですけれど、任意継続が多いのではないかと。まだそこまでわからないので、次回出席するときに、任意継続が増えているかどうか見てまいります。以上です。</p>
事務局	<p>事務局からも一言補足させていただきます。非自発的失業で、会社が倒産してしまったとかという方に関しましては、加入していらっしゃるのではないかと思います。また、自己都合で会社をお辞めになった方も国保に加入する方が多いということでございます。</p> <p>ただ今、委員から補足説明していただき大変ありがとうございました。そのような状況でございますので、なかなか、状況についてはつかみ切れていないところでございますけれども、大変懸念をしているところでございます。以上でございます。</p>
委員	<p>先ほどは、全体に対する意見ということで申し上げさせていただきました。まず、聞いたかったことが、資料を見ていてありましたので、お伺いをさせていただきます。</p> <p>均等割にはこういった軽減があるわけでございますが、国から補填がされているという説明も資料にございました。2割、5割、7割に対する補填ですけれども、川越市の軽減に対する全額補填というのは国からきているのかどうか、直接は県になるのであろうと思うのですけれども、全額川越市に補填されているのかどうかの確認をしていきたいと思っております。</p>
事務局	<p>お答えさせていただきます。</p> <p>現在、軽減分に関しまして保険基盤安定繰入金の方で補填されているのですけれども、4分の3が県の方から来ております。4分の1に関しては、市の一般財源の方から繰り入れさせていただいております。</p>
委員	<p>制度は理解しているのですが、例えば令和元年度の保険税額を2割、5割、7割軽減されているその金額に対して、4分の3がはっきり入っているのか資料ではわからないので、実態はどうか担当に聞いたかったわけです。制度は分かるのですけれども、実態はどうかということについての認識をお答えいただければと思います。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>お答えさせていただきます。</p> <p>今お答えさせていただいたとおりに、きちんと県から4分の3、市で4分の1入れさせていただくのですけれども、それについては財政措置がちゃんとありますので、一般会計からきちんと来ているということでございます。2割、5割、7割軽減は国が作った制度でございますので、しっかり、国、県から来ているということでございます。</p>
委員	結構でございます。ありがとうございます。
会長	ほかに質疑ございませんか。 (なし)
事務局	<p>本日は委員の皆様から貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。</p> <p>事務局といたしましては、まずは委員の皆様の現在のお考えを伺いたいということを第一に考えておりました。本日、ご意見を賜りまして、今後、会長さん、市長に相談させていただきまして、方向について決めさせていただきたいというふうに考えております。よろしければ継続ということにさせていただきまして、8月4日の運営協議会がござります。そちらで令和元年度の決算の状況を説明させていただきたい、赤字解消の関係も説明させていただきます。そういったことを踏まえまして、また、再度ご審議を賜りまして、次回方向性が決定できたらと考えております。事務局といたしましては、今回ご意見をいただきましたので、継続ということにさせていただいたらありがたいと思っております。</p>
会長	今、お話がありましたように次回ということでよろしいでしょうか。
委員	異議なし
事務局	<p>(2) 今年度の予定について</p> <p>○事務局から資料に基づき説明</p> <p>○質疑 (なし)</p> <p>(3) その他</p> <p>○特になし</p> <p>○質疑 (なし)</p>
副会長	<p>5 閉会</p> <p>○副会長から閉会のあいさつ</p>